

○財務省告示第二百九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成二十八年九月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月五日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	二	発行の根拠	三	振替法の適用等	四	発行方法	五	発行額	六	最低額面金額	七	振替単位	八	発行日	九	発行価格
	国庫短期証券（第六百三十三回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で六千五百四十五億五千万円	千万円（ただし、最低額面金額を五万円とする省令の改正があった場合、その施行の日から五万円とする。）	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成二十八年九月二十日	額面金額百円につき百円三十四銭一厘								

十三	十二	十一				十
払込期日	場所	元金支払額	償還金額	償還金額	償還期	償還期限
平成二十八年九月二十日		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に